

# 令和3年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年4月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後2時15分開会 午後2時35分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 17名  

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲	13番・浅沼 博実
15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋	17番・石尾 卓也	18番・山田 孝
19番・滝川 岳雪			
- 5 欠席委員 9番・松木 一幸 14番・只石 博幸
- 6 事務局職員 小浜事務局次長 大谷副主幹 北田主査  
稲場主査 長根主査 遠藤主任  
荒主任 武田主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 1番・北原 浩美 2番・鹿野 直子
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定解除について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 現地目証明願について
  - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
  - (8) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、17名であります。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告いたします。

- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、9番松木委員、14番只石委員から、欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号1番北原委員、議席番号2番鹿野委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

- 
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページから5ページでございます。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が東鷹栖地区で3件、西神楽地区で2件、東旭川地区での2件の計7件、賃貸借権設定が東旭川地区で1件、使用貸借権設定が東旭川地区で2件、あわせて10件でございます。
- 番号1番ないし7番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
- 番号8番につきましては、貸主が所有する農地を新規に就農する借主に貸し付ける案件です。
- 番号9番及び10番につきましては、貸主が所有する農地を借主が新規に立ち上げる法人に無償で貸し付ける案件です。
- いずれも、議案補足資料1ページないし10ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について、審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定解除について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。  
日程第2議案第2号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定解除について」を御説明いたします。議案の7ページを御覧ください。  
農地法では2haの下限面積要件が定められておりますが、特殊な地域性や新規就農者対策が認められる場合に限り、例外として別段の面積を設定できることとなっております。  
旭川市内では平成23年に東旭川町の米原と瑞穂で10aの別段面積を設定して以来、現在までその設定を継続しておりますが、近年は新規就農者が入ってきていないことから、当初の目的を達成したと判断し、別段の面積の設定を解除するものであります。  
なお、今後、新規就農者の案件が出てきた際には、案件毎に各地区協議会で協議を行い、別段の面積の設定が妥当と判断された場合、農地部会での審議を経て、新規就農者の耕作地1筆ごとに別段の面積を設定する方法を想定しております。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員（浅沼 博実） 13番浅沼です。  
今説明があった、米原・瑞穂地区の別段面積の解除の件ですが、解除に当たっては農政部等との審議の上なのか、農業委員会としての判断で目的を達したといったところで解除となるものなのか、また、新規就農者が入った場合には別段の面積を改めて設定するという事は、面積はその都度変更でもよろしいということでしょうか。

- 事務局（大谷副主幹） 事務局。  
審議については、農地部会で諮ることとなっております。  
また、面積については、新規就農者が新規就農に当たって必要な面積が経営計画等で判明しますから、その1筆毎に対して別段面積を設定していくこととなり、地域全体としてかけることにはならなくなるというのが今のところの事務局の想定であります。  
以上でございます。
- 委員（浅沼 博実） もし米原・瑞穂地区で改めて新規就農を申請し、別段の面積を設けて欲しいとなれば、その地域を限定するということでしょうか。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。  
地域とさらに新規就農者が耕作する土地1筆毎に別段の面積を設定するということになります。
- 委員（浅沼 博実） 地区を問わずどの地区に入っても別段の面積を設定するということでしょうか。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。  
今のところは、そのように想定しております。
- 委員（浅沼 博実） わかりました。
- 議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案2号について「異議なし」と認め、東旭川町米原及び瑞穂で設定されておりました別段の面積を解除することに決定をいたします。
- 
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。  
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページから54ページでございます。  
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が3件、利用権設定のうち、賃貸借権の設定が99件、使用貸借権の設定が3件の合計105件です。  
地区別の内訳でございますが、所有権移転の3件につきましては、東鷹栖

地区2件、西神楽地区1件となっております。

賃貸借権設定の99件につきましては、東鷹栖地区7件、永山地区6件、江神地区15件、西神楽地区13件、東旭川地区58件となっております。

使用貸借権設定の3件につきましては、東鷹栖地区1件、永山地区1件、東旭川地区1件となっております。

集積面積は、所有権移転が6.7ha、賃貸借権の設定が250.5ha、使用貸借権の設定が12.4ha、合計269.6haでございます。

いずれの案件につきましても、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

所有権移転の番号1番につきましては、外川委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（外川 守） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。議案の9ページを御覧ください。

所有権移転の番号1番につきましては、農地移動適正化あっせん事業による売買であり、譲受人が農地を買い入れて、経営規模の拡大を図る案件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） なしということですので、所有権移転の番号1番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○委員（外川 守） （着席）

- 議長（山田 孝） 外川委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。  
続きまして、賃貸借権設定の番号12番及び13番につきましては、湯浅委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき一時退席をお願いいたします。
- 委員（湯浅 光二） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（北田 主査） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。議案の16ページ及び17ページを御覧ください。  
賃貸借権設定の番号12番及び13番につきましては、期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借権設定の番号12番及び13番について審議願います。御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） 発言がございませんので、賃貸借権設定の番号12番及び13番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
- 委員（湯浅 光二） （着席）
- 議長（山田 孝） 湯浅委員が関係する案件につきましては、決定をいたしました。  
続きまして、賃貸借権設定の番号14番につきましては、佐藤委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（佐藤 慎二） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（北田 主査） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。議案の17ページを御覧ください。  
賃貸借権設定の番号14番につきましては、期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借権設定の番号14番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借権設定の番号14番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
- 委員（佐藤 慎二） (着席)
- 議長（山田 孝） 佐藤委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（北田 主査） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
所有権移転の議案番号2番及び3番につきましては、農地移動適正化あわせん事業による売買でございます。  
賃貸借権設定99件のうち、議事参与制限の3件を除いた96件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が45件、借主変更が27件、解約再設定が5件、稼働力不足などを理由とした新規案件が17件、農地中間管理機構による転貸が1件、農地保有合理化事業による貸付が1件でございます。  
使用貸借権設定の3件は、いずれも期間満了による再設定でございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号2番及び3番、利用権設定の賃貸借番号1番ないし11番、番号15番ないし99番、利用権設定の使用貸借、番号1番ないし3番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） なしということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
- 
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。

---

事務局より説明いたします。

○事務局（遠藤主任）

事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは55ページから57ページでございます。

西神楽地区で1件、東旭川地区で5件、合計で6件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第4号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、証明することに決定をいたします。

---

○議長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹）

事務局。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは59ページから66ページでございます。

本件につきましては合計8件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で2件、江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で4件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）



○議長（山田 孝） なしということですので、報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。  
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは67ページから82ページでございます。  
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区3件、永山地区7件、江神地区1件、西神楽地区2件、東旭川地区24件、合計37件ございました。  
これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
なお、番号4番ないし7番、番号9番及び10番につきましては、昨年11月及び12月に実施した農地移動適正化あっせん事業に伴い、提出されていた案件です。  
農地部会での報告が遅れてしまいましたが、いずれの案件も合意解約が成立していることを確認した上で、あっせん委員会を開催しましたことを併せて御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。  
日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の83ページを御覧ください。  
本件につきましては、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。  
これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。  
日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案85ページを御覧ください。  
本件について報告書の提出があった法人は、23法人です。  
この法人につきまして、議案補足資料11ページないし33ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がございませんので、報告第4号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を閉会いたします。